

八女市外国語指導助手派遣契約

<企画提案実施要領>

令和7年12月
八女市教育委員会





目次

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 業務の内容
- (3) 契約期間（予定）
- (4) 提案上限額

2 企画提案競技参加要件

- (1) 参加資格

3 事業者（派遣元）の選定方法

- (1) 選定方法
- (2) 失格条項等
- (3) 評価の実施

4 企画提案競技日程

5 参加申込手続き

- (1) 提出書類及び期日
- (2) 提出書類の様式等

6 質疑応答

7 提案書の取扱い等



※様式集及び書類

【様式1】企画提案参加届

【様式2】質疑書

【様式3】提案書鑑（3の1、3の2）

【様式4】見積書

【様式5】提案参加辞退届



八女市教育委員会では、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上と豊かな国際感覚を養うために、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を八女市立各学校に派遣する。その際、良質な人材を確保し安定かつ継続した派遣業務の遂行のために、ALTを派遣する事業者（派遣元）を、公募型プロポーザル方式により選定する。

この企画提案実施要領は、八女市において「八女市外国語指導助手派遣契約」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、各業者より企画提案を募り、企画提案に参加した事業者から、八女市において最も導入するに適していると考えられる候補事業者を選定することに関する必要な項目を定めたものである。

1 業務概要

（1）業務名

八女市外国語指導助手派遣契約

（2）業務の内容

概要是下記のとおりであるが、詳細は「企画提案実施仕様書」による。

- ・八女市立学校へのALTの配置
- ・ALT配置に伴う管理、運営
- ・その他派遣先（八女市教育委員会）と派遣元（事業者）が合意する業務

（3）契約期間（予定）

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（4）提案上限額

34,890,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、本業務を遂行するまでの概算経費を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではないことに留意すること。この金額を超えた総計見積額の場合には評価の対象外とする。

2 企画提案競技参加要件

（1）参加資格

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- イ. 平成23年度以降に地方公共団体において本業務と同様の業務を行った実績を有する者であること。
- ウ. 参加申込み時点において、八女市から指名停止を受けていない者であること。
- エ. 参加申込み時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律



- 第225号) の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ. 過去1年間の法人税、消費税等租税を完納していること。
 - カ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものないこと。
 - キ. 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人でないこと。
 - ク. 福岡県内に本店または支店等の事業所を有している法人であること。

3 事業者（派遣元）の選定方法

(1) 選定方法

ア. 審査概要

提出された「企画提案書」、「見積書」の内容と合わせ、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を順次個別に行い、総合評価において最も優れていると判断された事業者を本契約第一候補事業者として選定する。

なお、プレゼンテーション審査は書類審査上位4者で実施するものとする。
参加申し込みが4者以下の場合は、書類審査を省略する。

イ. 書類審査

書類審査は、本市に置いて定めた審査基準に基づき審査し、業務実績等を勘案し、プレゼンテーション審査参加者を選定するものとする。書類審査結果は、電子メールにより通知する。

ウ. プrezentation審査

提案時間は20分以内、終了後、質疑応答10分以内とし、参加人数は2名以内とする。

プレゼンテーションにおけるスクリーン（テレビ65インチ）は市が準備する。パソコンやHDMI等、その他必要な機器は提案者において準備すること。

エ. 審査結果通知

選定結果は、本企画提案に参加した全ての事業者に対して文書にて通知する。
あわせて、市のホームページで受託候補者名を公表する。

(2) 失格条項等

- ア. 企画提案競技への参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- イ. 企画提案に参加する資格要件を欠く場合
- ウ. 見積価格が、提案上限額を超える提案を行った場合
- エ. 提案書等が不足する場合
- オ. 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合



- カ. 実施要領及び提案仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合
キ. その他実施要領の規定に違反した場合

(3) 評価の実施

審査については、技術内容による評価とし、以下に掲げる採点基準に基づき評価を行う。点数は小数点以下第3位を四捨五入し、300点を満点とする。

評価項目及び評価内容、またその評点は以下の表のとおりとする。

【評価項目の採点基準】

提案書の評価内容を10段階で評価し、それに応じて評点に係数を掛けるものとする。

<評価の目安>

(10割)	(7割)	(5割)	(3割)	(1割)
優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている

【評価項目及び評価内容】

評価項目	評価内容	評点
内容評価 (300点)	① 企業理念、業務内容等	10
	② ALTの業務受託等の実績	10
	③ ALT担当部門の体制	10
	④ 八女市に直近の事業所の体制	10
	⑤ ALTの採用基準及び採用方法	20
	⑥ 現在雇用しているALTの人数 ※事務局にて算定するため、委員会の評価外	20
	⑦ ALTの研修計画（期間・内容等）	20
	⑧ ALTの評価基準及び評価方法	20
	⑨ ALTの評価後の指導体制及び指導内容	20
	⑩ 授業プランの開発・提案	20
	⑪ 外国語教育の教材・教具の開発・提案	20
	⑫ 教育委員会・学校との連携体制	20
	⑬ 教職員への研修計画（期間・内容等）	20
	⑭ 労務管理体制	20
	⑮ 法務体制	10
	⑯ 危機管理体制・フォローアップ体制	30
経費について	⑰ 見積書の金額 ※事務局にて算定するため、委員会の評価外	20



4 企画提案競技日程

項目	日程
公募の公告	令和7年12月3日（水）
企画提案参加届【様式1】	令和7年12月8日（月）から 令和7年12月12日（金）17時まで。 事務局まで持参、郵送又は宅配便とする。
質疑回答【様式2】	令和7年12月8日（月）から 令和7年12月12日（金）17時まで。 質疑は指定様式で、電子メールにより提出。 令和7年12月17日（水）17時までに回答。
企画提案書【様式3】等提出	令和7年12月23日（火）17時までに必着。 事務局まで持参、郵送又は宅配便とする。
プレゼンテーション審査	令和8年1月14日（水）（予定）
結果通知（業者決定通知）	令和8年1月23日（金）（予定）

5 参加申込手続き

（1）提出書類及び期日

提出書類	部数	参加手続き(提出期限)
企画提案参加届【様式1】	1部	令和7年12月8日（月）から 令和7年12月12日（金）17時まで。 事務局まで持参、郵送又は宅配便とする。
企画提案書【様式3】	正本 1部 副本 10部	令和7年12月23日（火）17時まで。 事務局まで持参、郵送又は宅配便とする。
見積書【様式4】	1部	
商業登記簿謄本（写し可）	1部	
決算報告書（過去2カ年度分）	1部	
市税納税証明書（写し可）	1部	

（2）提出書類の様式等

①企画提案書

- ・ A4判、両面可、30ページ以下とする。
- ・ 企画提案書の構成項目は企画提案実施仕様書の（別添1）「提案書作成要領」に従い作成すること。

②見積書

- ・ 見積金額は、消費税を含まない額で算出し記載すること。
- ・ 見積金額は、事業者選定の参考として利用するものであり、そのまま契約額となるとは限らない。



6 質疑応答

本企画提案に関する質疑に関しては下記のとおりとする。

- ・様式は【様式2】質疑書によるものとする。
- ・提出先は、事務局（八女市教育委員会学校教育課学務係）とする。
- ・提出方法は電子メールでの提出とし下記メールアドレスに提出すること。
gakumukakari@city.yame.lg.jp
- ・提出期限は、令和7年12月8日（月）から令和7年12月12日（金）17時までとし、これ以後の質問については一切応じない。
- ・回答は、令和7年12月17日（水）17時までを予定とし、全参加表明事業者の質疑を全参加表明事業者に対し電子メールで回答する。
- ・審査に関わる職員、役職等の質疑については一切応じない。
- ・他の参加事業者に関する質疑については一切応じない。
- ・無用な混乱を招くことが危惧されるなど、回答することがふさわしくないと判断される時は、質問に回答しないことがある。

7 提案書の取扱い等

- ア. 提案書等は、返却しないものとする。
- イ. 提案書等の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。
- ウ. 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- エ. 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。
- オ. 八女市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになる。